

お知らせ

— Infomation —

申 … 申し込み先

問 … 問い合わせ先

ご参加ください

平成18年度ビデオ撮影講座開催要項

- ▼日時 5月21日(日) 午前10時～午後4時
- ▼会場 常総地方広域市町村圏事務組合管理事務所
- ▼内容 ビデオカメラの基本的な操作・撮影方法
- ▼受付締切日 5月8日(月) 午後5時まで
- ▼講師 室伏隆幸先生(各種ビデオ教室を歴任)
- ▼受講者定員 20人(定員を超えた場合は抽選となります)
- ▼受講資格 常総広域視聴覚ライブラリー構成市町村(常総市・取手市・守谷市・つくばみらい市・坂東市)に在勤・在住の方(学生は除く)
- ▼受講料 無料
- ▼持参するもの ビデオカメラ一式、筆記用具、昼食
- ▼申問 常総広域視聴覚ライブラリー事務局
☎48・2339

お知らせします

あなたの声を行政にお届けします

春の行政相談習慣(5月22日)

(28日)が始まります。毎日の暮らしの中で、たとえば「わかりづらい道路標識を改善してほしい」、「郵便ポストを設置してほしい」など、困っていること、望んでいることはありませんか。

そんなときは、行政相談員にご相談ください。皆様の声を行政にお届けします。

当市においては、今川和宏さんが行政相談員として活動しており、自宅で常時相談を受け付けています。

ご相談は、無料・秘密厳守です。

●行政相談員電話番号

☎52・2525

問 市役所伊奈庁舎秘書広聴課

☎58・2111(内線1202)

就学援助制度についてのお知らせ

市では、お子様が義務教育のため市内の小中学校に通学するうえで、経済的に困っている保護者の方に対し、学用品費や給食費等を援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となりますので、次のとおりお知らせします。

▼対象 生活保護世帯(要保護)またはこれに準ずる世帯(準要保護)と、世帯員の収入の

状況、地区民生委員・学校長の意見などを参考に、教育委員会が必要と認定した世帯。

▼援助の内容 学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学生児童生徒学用品費・修学旅行費・医療費(学校保健法により治療の支持を受けた疾病に限る)・給食費などで教育委員会が定めた金額

▼申請方法 手続きは、すべて学校を通して行われます。援助を希望される方は、各小中学校及び教育委員会に用意してある所定の申請書及び同意書に記入・捺印し、前年中の所得のわかる証明書などを添付のうえ、担任の先生へ提出してください。

▼申請時期

・新しく入学される児童生徒の保護者は当該年度の4月1日から5月末日まで

・転入及び年度の途中で援助が必要になった方は随時

※援助を受けた方は、事前に学校・地区民生委員・教育委員会などにご相談ください。

※申請されると、必要に応じて地区民生委員が自宅に調査にお伺いしますので、その際にはご協力願います。

問 市教育委員会学校教育課

☎58・2111(内線8203)

障害者自立支援法が施行されます

これまで、障害者に対するサービスは身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により内容が決められていました。障害者自立支援法の施行により、どの障害も同じ制度のもと、共通のサービスを受けられるようになります。各種サービスは平成18年4月より段階的に実施されます。

サービスを利用した時の費用のうち、原則1割が利用者負担額となります。ただし、世帯の所得等にに応じて月額上限額が決められており、利用者の負担が重くなりすぎないようにしています。

▼新しいサービスのしくみ

●介護給付 障害の程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

●訓練等給付 身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行います。

●自立支援医療 障害の種類や年齢により決められていた医療費のしくみが一本化されます。

●補装具費の支給 補装具(義肢、装具、補聴器、車イス)などの購入または修理を受け